

栃木 SC サポーターズクラブ黄猿 メンバー規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体は、「栃木 SC サポーターズクラブ黄猿」と称し、英文では、「TOCHIGI SC SUPPORTERS CLUB KIDZALLU」と表示する。

(団体の所在地)

第2条 本団体は、栃木県宇都宮市鶴田町 2928-4 に事務所を置く。

(目的)

第3条 本団体は、株式会社栃木サッカークラブ(本社：栃木県宇都宮市)が組織する栃木 SC (以下、「栃木 SC」という)の応援を通して、『みんなで一枚岩になってサッカーのある生活を楽しむ』ことを目的とする。

(活動)

第4条 本団体は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) ゴール裏応援活動を支え活性化。
- (2) 応援に関する栃木 SC への提案活動。
- (3) 応援に関する情報提供。
- (4) アウェイ遠征参加者の支援。
- (5) 地域貢献活動を通じた栃木 SC の広報活動。

(入団)

第5条 本団体の目的に賛同し共に活動でき、本団体に入団を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記載し、代表に提出後、役員²の3分の2以上の承認をもって入団とする。

2 メンバーが入団したときは、速やかに名簿に、必要事項を記載する。

(退団)

第6条 会員が、次の各号のいずれかに該当したときは、退団とする。

- (1) 本人が退団の意思を表明したとき。
 - (2) 本団体の活動を、政治、宗教及び選挙活動などに利用したとき。
 - (3) 反社会的活動を行ったとき。
 - (4) その他、第3条に掲げる目的を達成するにあたり、不適切な言動を行ったと総会または役員会において判断されたとき。
- 2 メンバーが退団したときは、速やかに名簿から、削除する。

(譲渡制限)

第7条 メンバーは、その資格を第三者に譲渡、貸与することはできない。

第2章 役員

(役員の種類)

第8条 本団体に、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 事務局長 1名
- (3) 副事務局長 2名
- (4) 理事 4名
- (5) 監事 1名

(役員を選任)

第9条 役員は、総会において、メンバーの中から選任する。

2 監事は、代表、事務局長、副事務局長および理事と兼任することはできない。

(役員職務)

第10条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 代表は、本団体を代表し、会務を総括する。また、代表が、何らかの理由でその職責を果たすことが出来ない状況になった場合は、事務局長がその間、代行してその職責を遂行する。

- (2) 事務局長は、本団体の会計事務を統括する。
- (3) 副事務局長は、事務局長の命を受けて、会務を分担する。
- (4) 理事は、代表の命を受けて、会務を分担し、メンバーとの連絡調整にあたる。
- (5) 監事は、本団体の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、1年とする。ただし、初年度のみ設立日より12月31日とする。また、再任を妨げない。

(役員解任)

第12条 役員が、規約に違反したとき又は本団体の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

第3章 総会

(総会の構成)

第13条 総会は、全会員をもって構成する。

(総会の種別)

第14条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年1月に開催する。

3 臨時総会は、代表が必要と認めるとき、全メンバーの3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第10条第1項第5号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第15条 総会は、代表が招集する。

2 総会を招集するときは、メンバーに対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の10日前までに通知しなければならない。

(総会の審議事項)

第16条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

(1) 事業計画及び事業報告に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 役員を選任及び解任に関する事項

(4) 規約の変更に関する事項

(5) その他の重要事項

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会に出席したメンバーの中から選任する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、全メンバーの2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出したメンバーは、出席者とみなすものとする。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、出席したメンバーの過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) メンバーの現在数及び出席者数(委任状を提出したメンバーを含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第21条 役員会は、役員(監事を除く)をもって構成する。

(役員会の招集)

第22条 役員会は、代表が必要と認めたときに招集する。

(役員会の審議事項)

第23条 役員会は、代表が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会において議決された事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 会計

(経費)

第24条 本団体の運営にかかる経費は、その都度、応分を徴収する。ただし、端数については、団体の活動経費として本団体に留保する。

(立替え払い)

第25条 本団体の活動にかかる経費をメンバーが立替える場合、事前に立替え払いの内容と金額を事務局長へ報告し、承認を得ることとする。事務局長が立替え払いをする場合は、同様の内容を代表に報告し、承認を得ることとする。

2 立替え払いは、本団体が留保する活動資金から精算する。

(活動資金)

第26条 本団体が企画した活動により、収益が発生した場合は、その益金は全て本団体の活動資金として留保する。

(会費)

第27条 入会費及び会費は、無料とする。

(会計年度)

第28条 本団体の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。
ただし、初年度のみ設立日より12月31日までとする。

第6章 雑則

(委任)

第29条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て、別に代表が定める。

第30条 本団体の設立日は、平成23年6月15日とする。

附則

この規約は、平成23年6月15日から施行する。